

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応するため、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等は、放射性同位元素等によって汚染された物に含まれる放射能濃度が、放射線による障害の防止のための措置が必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとし、その確認を受けた物は、放射性同位元素等によって汚染された物でないものとして取り扱うこととする。

二、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととする。

三、放射性同位元素の使用の許可の取消しに伴う措置等

放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等は、放射性同位元素の廃棄その他の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととする。

また、文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、放射性同位元素の使用の許可を取り消された事業者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとする。

四、放射性同位元素の譲渡し等の制限の緩和

放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、当該許可等に係る放射性同位元素の輸出を除外することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

